

鈴子育第 232 号
令和 2 年 4 月 17 日

市内保育所（園）利用の保護者様
市内認定こども園（2号認定・3号認定）利用の保護者様

鈴鹿市長 末松 則子

新型コロナウイルス感染拡大防止のためお願い

平素は、本市の保育・幼児教育行政に格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在御利用いただいております、保育所（園）、認定こども園につきましては、就労等により御家庭で保育をすることができない保護者にとって、欠かすことができない施設であり、今回の新型コロナウイルス感染症対策におきましても、原則開所する施設として位置付けられています。

そのような中、4月10日に三重県感染拡大阻止緊急宣言が出され、また、14日には、鈴鹿市・亀山市緊急共同アクションにおいて、市立小中学校・幼稚園が5月6日まで臨時休業することとなり、さらに16日には、政府により緊急事態宣言が全国に拡大されました。

本市といたしましては、児童及び保護者、施設の職員の感染防止、そして、安全・安定的で長期的に保育・教育を提供するためにも、各家庭での保育が可能な場合につきましては、保護者の皆様に家庭保育をお願いさせていただきます。

なお、下記の期間で新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に欠席された際の保育料につきましては、日割り計算で対応させていただきます。施設利用の意向については、御利用の施設から確認がありますのでよろしくお願ひします。

記

1 期間について

令和 2 年 4 月 20 日（月）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで

2 保育料について

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由に欠席した分の保育料は日割計算とし、還付等の方法については決まり次第御案内します。

事務担当

鈴鹿市 子ども政策部 子ども育成課
電話 059-382-7606